

第1条 スタディツアーの目的

一般社団法人日本国際看護学会（以下本学会）の国際活動の一環として、学会員が国際性をさらに養うために、対象国の歴史や文化背景や医療・看護・福祉の現状と課題について理解する。対象国での知見を得たうえで、日本での看護実践や国際看護教育、看護上の研究課題や国際協力活動等に活用することを目指す。

第2条 スタディツアー対象者

- (1) 本学会の会員を対象とする。
- (2) スタディツアー参加の最少催行人数は5名（引率者を除く）とし、最大人数は10名程度とする。未成年者（18歳未満）は、親もしくは保護者の承諾書を要する。

第3条 スタディツアー引率者

- (1) スタディツアーの引率には、本学会員1名が引率する。
- (2) スタディツアー引率は、対象国の調整者と連携でき、ツアー全日程に参加できる本学会員が行う。

第4条 スタディツアーにかかる必要経費

(1) 本学会からの引率者への補助金支出

引率者の航空運賃・宿泊代、プログラムに関わる現地移動費、海外旅行保険、日本国内移動費、日本国内宿泊費（ツアーの日程に応じて前泊もしくは後泊が必要な場合）ツアーに組み込まれた美術館・博物館等施設の入場料、通信費（私的使用を除く）

(2) 参加者負担

①参加者が均等負担するもの

上記（1）の本学会補助金を上回る場合の超過した費用、施設見学先への謝礼もしくは土産代。その他ツアーの遂行に必要な経費（例：日本文化紹介用の備品等）

②参加者が個人負担するもの

航空運賃・宿泊代、プログラムに関わる現地移動費、海外旅行保険、推奨予防接種にかかる費用、個人的な土産代、日本国内移動費、日本国内および現地飲食費、現地の美術館・博物館等の見学入館券/入場券にかかる費用、および備品（日本文化紹介用の備品等）

(3) 引率者負担

①引率者が参加者と均等負担するもの

施設との交流のための飲食費

②引率者が個人負担するもの

個人的な土産代、日本国内および現地飲食費

- (4) 国際活動委員会はツアー引率者と連携し、スタディツアーにかかった費用の会計報告を、参加者および本学会理事会に提出する。

第5条 緊急時の対応について

- (1) 災害や事故、傷病発生等に備え、スタディツアー参加者は、ツアー前に緊急連絡先の情報を提供する。
- (2) 災害や事故、傷病発生時、スタディツアー引率者は、日本国内の旅行会社と連携し、参加者の家族や親族へ連絡する。
- (3) 事故や傷病に関わる費用は、加入している海外旅行保険会社の加入条件に従い支払う。本人に過失があると認められた場合は、保険対象とならないこともあることに留意する。
- (4) 海外旅行保険は、スタディツアーを依頼する旅行会社より紹介がある。旅行会社が紹介する海外旅行保険以外の保険に加入する場合は、海外旅行保険の証書を旅行会社に提出する。
- (5) 国の情勢によっては、スタディツアーを急遽中止する可能性がある。

第6条 スタディツアーにかかる個人情報の取り扱い

- (1) スタディツアーにかかる情報や知見を関連する学会で発表する場合や、雑誌等に投稿する場合には、発表先の倫理規定に基づいて行動する。
- (2) スタディツアー中の写真撮影および撮影した写真を使用する場合（本学会 HP、SNS 等）は事前に対象者（病院、施設等を含む）に承諾を得る。観光地での写真撮影はこの限りではない。なお、事前承諾のない写真を使用する場合には個人が特定されないように写真を加工すること。
- (3) スタディツアーの参加者の個人情報はスタディツアー以外には利用しない。

第7条 本学会への学会発表等の取り扱い

スタディツアー参加後は本学会への報告（学会発表、学会誌への投稿等）が望ましい。

附 則

この規程は、2024年3月15日から施行する。